

新闻摘要

(2005年9月16日～10月22日)

9月20日(星期二)

19日、以中国归国者为主要接收对象的养老院“人与人的大道(ふれあい街道)你好”，于长野县饭田市开业。此养老院是由NPO法人“面向中国归国者等人员的护理·福祉之会你好”来负责运营的。此养老院建筑为两层木造结构(共计135平方米)，院内设有机能训练室兼食堂、浴室及交流室等功能性房间。另外，还有护士及会说汉语的家庭服务员等四名工作人员常驻院内，并且提供接送服务。



9月20日(星期二)

这一天，尾辻厚生劳务大臣在部长级会议后举行的记者招待会上透露，厚生劳动省正在调查居住在陕西省的一名希望回到日本的女性，以及存在一名已回到日本定居的、自报姓名与其完全一致(出生地点及生年月日亦相同)的另一女性之事实关系。

9月30日(星期五)

30日，厚生劳动省公布了日中两国政府今年度新认定的5名中国残留孤儿的名单。其中一人曾于1983年以中国残留孤儿之妻的身份来到日本定居，其后经过家庭裁判所的裁决而获得了日本国籍。据厚生劳动省称，这样的例子尚属首次。其余四名居住在中国的残留孤儿，将从11月24日起，在为期两周的时间内暂时回到日本。

此间还将对所掌握的、有可能判明几个人身世的情报，实施相关人员的会面调查。

ニュース記事から

9月20日(火)

中国帰国者を中心受け入れる宅老
所「ふれあい街道ニイハオ」が19日、長
野県飯田市にオープンした。この宅老所は、
NPO法人「中国帰国者等のための介護・
福祉の会ニイハオ」が運営するもので、木造
2階建て(延べ約135m²)で、機能
訓練室兼食堂、浴室、交流室などを備
えている。また、看護師、中国語のできるヘ
ルパーなどの職員4人が常駐しており、
送迎サービスもある。

9月20日(火)

尾辻厚生労働大臣は20日の閣議後記
者会見で、中国陝西省在住の女性が中
国残留婦人としての帰国を希望している
が、同姓同名を名乗る(出身地や生年月日
も同じ)別の女性がすでに帰国しており、現
在、確認作業をしていることを明らかにし
た。

9月30日(金)

厚生労働省は30日、日中両国政府
が今年度、新たに中国残留孤児と認定し
た5人を発表した。このうち1人は、中国
に残留孤児の男性の妻として1983年に日
本に永住帰国し、その後、家庭裁判所の審
判を経て日本国籍を取得済みで、厚生労働
省によると、こうしたケースは初めてとい
う。中国在住の4人は11月24日から2

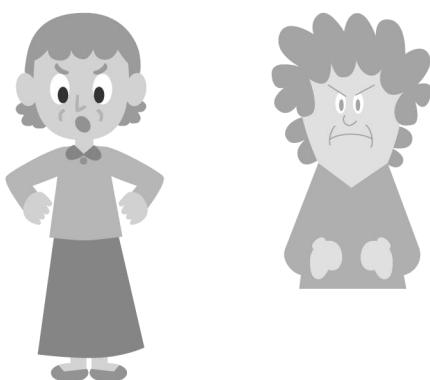
10月19日（星期三）

东京入国管理局于19日，批准一名亡妻（其妻为中国残留孤儿）的中国男性可以进行为期一年的“特定活动”之滞留资格。这名男性的四个子女以“日本人配偶”等身份先于他来到日本定居，此次下达滞留许可是考虑到其本人无依无靠及年势已高、目有宿疾等因素。同入管局称，此男性今后若申请延长滞留期间，估计将会获得批准。



10月22日（星期六）

有关一名希望回到日本的女性、以及存在一名已回到日本定居、自报姓名与其完全一致的另一女性这个问题（请参照上述9月20日消息），21日得到的证实是，已回到日本定居的女性所使用的戸籍并非另一残留孤儿所指的戸籍，而是自身重新办理的一份。因此，两人争夺同一份戸籍的问题虽已不复存在，但24日，厚生劳动省仍将派遣两名工作人员前往中国，向残留孤儿本人听取情况。



週間の予定で日本に集団一時帰国する。
5人のうち、身元確認につながる情報が
得られた人については、関係者との対面調
査に臨む。

10月19日（水）

東京入国管理局は19日、中国残留孤児だった妻を亡くした中国人の夫に対し、1年間の「特定活動」の在留資格を認めめた。4人の子どもが先に「日本人の配偶者等」の資格で日本に永住帰国しており、他に身寄りがないことや高齢で目に持病があることなどが考慮された。同局は、今後も更新申請があれば認める見通し。

10月22日（土）

帰国を希望する中国残留婦人と同姓同名を名乗る女性が既に日本に永住帰国していた問題（9月20日の頃参考照）で、その女性の戸籍は残留婦人が主張する戸籍ではなく、別に新たな戸籍を作っていたことが21日判明した。このため、同一戸籍を争う状況ではなくなつたが、厚生労働省は24日から職員2人を中国に派遣し、この残留婦人本人から事情を聴取する。

